

## 西会津町総合評価方式入札（特別簡易型）実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、西会津町財務規則（昭和58年西会津町財務規則第11号。以下「規則」という。）第112条の規定に基づき、西会津町が発注する建設工事において総合評価方式（特別簡易型）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、「総合評価方式入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とする入札をいう。

2 この要領において、「対象工事」とは、町が発注する競争入札に付す工事のうち、総合評価方式（特別簡易型）により行う工事をいう。

### （対象工事の選定）

第3条 契約主管課長（以下「主管課長」という。）は、条件付一般競争入札に付す工事の中から、総合評価方式入札（特別簡易型）の実施に適当な工事を選定するものとする。

2 指名競争入札に付す工事についても前項を準用する。

### （入札に関する審査）

第4条 総合評価方式入札に関する各種審査は、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和57年告示第20号）に定める指名競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に委ねるものとする。

### （学識経験者の意見聴取等）

第5条 主管課長は、落札者決定基準を定めようとするとき並びに落札を決定しようとするときには、公共工事の品質確保に関する学識経験を有するもの（以下「学識経験者」という。）2名以上の意見をあらかじめ聴かななければならない。

2 学識経験者は、福島県喜多方建設事務所長又は財団法人ふくしま市町村建設支援機構理事長が推薦する者とする。

3 契約権者は、学識経験者の意見聴取結果を学識経験者意見聴取書（様式第1号）により、資格審査委員会に報告しなければならない。

### （入札公告等）

第6条 主管課長は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

### （競争確認申請書等の提出）

第7条 入札参加希望者は、条件付一般競争入札の入札書及び見積内訳書の送付の際に、技術力・地域貢献度説明書（様式第3号）を添えて競争確認申請書（様式第2号）を提出するものとする。

2 技術力・地域貢献度説明書の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、返却は行わないものとする。

3 提出後における技術力・地域貢献度説明書の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

(競争参加確認申請書等の審査)

第8条 主管課長は、技術力・地域貢献度説明書を取りまとめ、審査を資格審査委員会に求めるものとする。

2 資格審査委員会は、前項の審査にあたって必要と認めるときは、入札参加希望者から説明を求めることができるものとする。

(総合評価の方法)

第9条 総合評価の方法は、入札参加希望者が提出した実績等の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

2 評価項目及び評価値算出価格は、工事の目的・内容により必要とされる要件等に応じて設定するものとする。

3 加算点の上限は、10点までの範囲で設定する。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、前条第1項の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 西会津町最低制限価格運用要領(平成17年告示第12号)に定める最低制限価格を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

(評価結果等の公表)

第11条 主管課長は、評価結果について、西会津町工事請負契約に係る入札結果等の公表に関する要綱(平成13年告示第18号)による契約締結後(議会の議決に付すべき契約にあっては仮契約締結後)に行う公表に併せて、総合評価方式入札結果(様式第4号)により公表するものとする。

(落札者となれなかった者に対する理由の説明)

第12条 落札者となれなかった者は、契約権者に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求められた契約権者は、書面により回答を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月25日より施行する。